

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月12日

【会社名】 日本写真印刷株式会社

【英訳名】 NISSHA PRINTING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木 順也

【本店の所在の場所】 京都市中京区壬生花井町3番地

【電話番号】 (075)811-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 兼 最高財務責任者 西原 勇人

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー

【電話番号】 (03)6756-7500(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 東京支社長 成田 健介

【縦覧に供する場所】 日本写真印刷株式会社 東京支社
(東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー)

日本写真印刷株式会社 大阪支社
(大阪市中央区淡路町一丁目7番3号日土地堺筋ビル)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、平成27年7月1日を効力発生日として、吸収分割の方法により、当社の情報コミュニケーション事業を、当社の完全子会社である日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社(以下「日本写真印刷コミュニケーションズ」)に承継させる分割契約書を締結することにつき決議し、同日これを締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容
(平成27年5月12日現在)

商号	日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社
本店の所在地	京都市中京区壬生花井町3番地
代表者の氏名	成田 健介
資本金の額	100百万円
純資産の額	100百万円
総資産の額	100百万円
事業の内容	出版印刷および商業印刷などの製品ならびにサービスの企画、開発、生産ならびに販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益
平成27年4月27日設立のため開示すべき事項はありません。

大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本写真印刷株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社が100%出資する子会社であります。
人的関係	当社より取締役および監査役を派遣しております。
取引関係	取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

情報コミュニケーション事業は、当社が昭和4年(1929年)の創業に際して志向した高品位な美術印刷の流れを継承し、一般印刷物の生産・販売を主力としています。現在は、出版印刷分野、商業印刷分野を主要な事業領域とし、特に近年は、お客さま企業の広告宣伝、販売などに関わるコミュニケーション活動全般をサポートするセールスプロモーションやWebソリューションなどへの展開を強化しています。

国内の印刷市場が縮小する一方、新たな情報メディアが次々に誕生するなど、社会のコミュニケーションのあり方が多様化し続けていることから、同事業の成長機会は数多く存在すると考えます。

情報コミュニケーション事業の分社化は、こうした市場環境の絶え間ない変化に迅速に対応するための体制を整えることを目的とします。

当社は、承継会社に明確な「権限と責任」を与えることで、事業主体として市場環境に対して適応的かつ大胆な戦略の実行を可能とする一方で、持続的な成長のために厳格で規律ある変革を促します。

承継会社は、当社の創業の精神、「他社にできないことをやる」を受け継ぎ、従来の印刷物の生産・販売にとどまらず、お客さま企業のパートナーとしてコミュニケーション戦略に関わる付加価値の高い製品・サービスを提供するとともに、成長が見込まれる新たな領域への展開を目指します。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、日本写真印刷コミュニケーションズを承継会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

日本写真印刷コミュニケーションズは当社の完全子会社であるため、株式の割当て、その他の金銭等の対価の交付はありません。

その他の吸収分割契約の内容

i) 分割の日程

平成27年5月12日 : 吸収分割契約承認取締役会決議日

平成27年5月12日 : 吸収分割契約締結日

平成27年7月1日 : 吸収分割効力発生日(予定)

(注)本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であり、日本写真印刷コミュニケーションズにおいては会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割であるため、両社ともに株主総会の承認を得ることなく行います。

) 承継により増加する資本金

本吸収分割による資本金の増加はありません。

) 分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

該当はありません。

) 承継会社が承継する権利義務

効力発生日における当社の情報コミュニケーション事業に関する資産、負債、およびこれらに付随する権利義務のうち、吸収分割契約において定めるものを承継します。

また、当社の情報コミュニケーション事業に関する資産、および負債につきましては平成27年3月31日現在の貸借対照表の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加減修正した上で確定するものとします。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社
本店の所在地	京都市中京区壬生花井町3番地
代表者の氏名	成田 健介
資本金の額	100百万円
純資産の額	829百万円
総資産の額	2,444百万円
事業の内容	出版印刷および商業印刷などの製品ならびにサービスの企画、開発、生産ならびに販売